

令和3年度に研修を開始する臨床研修病院の募集定員について

●臨床研修病院毎の定員はこれまで国が定めていたが、R3年度に研修を開始する定員設定から、国は都道府県毎の定員を定め、県が病院毎の定員を定めることとなった。（医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)）

●「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(以下「省令施行通知」という。)」に基づき、都道府県は国が定めた都道府県毎の定員の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療支援会議の審議を踏まえたうえで算定方法を定め、定員を設定する。

【病院ごとの募集定員の算定方法・定員数(案)】

●省令施行通知23(2)(3)の算定方法を基本に県の実情に合わせ設定

病院名	所在市区町村	医師少数区域等	病院が希望する募集定員	研修医受入実績(他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含む。)及び受入予定数			①～③の最大値	医師派遣加算 / 小児科・産科プログラム加算	基本の定員数	県の調整分	R3年度募集定員	(参考) R2年度募集定員
				H30年度受入数	H31年度受入数	R2年度受入予定数(R2年2月時点)						
				①	②	③						
松江市立病院	松江市		8	7	8	8		8		8	8	
松江赤十字病院	松江市		10	7	8	10		10		10	10	
松江生協病院	松江市		5	1	4	5		5		5	5	
島根県立中央病院	出雲市		※1 16	14	15	14		15	1	※1 16	※1 16	
島根大学医学部附属病院	出雲市		20	16	15	5	16	4	20		20	26
(島根大学医学部附属病院(小児科・産科研修プログラム))			4	1	1	1		4	4		4	4
大田市立病院	大田市	○	6	1	3	4	4		4	2	6	6
浜田医療センター	浜田市	○	6	6	6	6	6		6		6	6
益田赤十字病院	益田市	○	6	3	3	4	4		4	2	6	6
島根県 合計			81	56	63	57	68	8	76	5	81	87

※1自治医科大学卒業医師4名分を含む

○平成30年度及び平成31年度の受入実績、令和2年度の受入予定人数のうち最大値(④)に医師の派遣及び小児科・産科プログラム分を加算(⑤)したものを基本の定員数(⑥)とする。

・医師派遣加算数は、令和2年2月時点において医師派遣等(省令施行通知23(3)エに該当する医師派遣※2)が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

※2「対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること」、「受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること」など。

・研修医の募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院は、小児科・産科研修プログラム(募集定員各2人以上)を設け募集定員4を配分する。

○基本の定員数(⑥)の合計が県の募集定員数(105)を超えないため、病院の希望定員にあわせ調整し(⑦)、基本の定員数(⑥)に加えたものを募集定員とする。

都道府県別臨床研修定員上限の周知について

※令和2年1月31日付 都道府県宛周知

島根県

$$\text{募集定員配分可能数} = (A) + (B)$$

A：臨床研修部会にて了承された配分可能数（ 105 ）

B：都道府県でAを配分した結果、やむを得ず一病院あたりの定員配布数が1となる場合、当該病院の募集定員数を2に増加するための加算分（ただし、地域医療対策協議会において了承を得たものに限る。）

参考：Aの内訳

- | | |
|---|--------|
| ①基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じた配分） | (55) |
| ②地域枠（奨学金貸与者数に基づく配分） | (16) |
| ③地理的条件等による加算（面積あたり医師数、離島人口、医師偏在状況等に応じた配分） | (36) |
| うち、医師少数区域の人口によって加算された配分 | (2) |
| ④激変緩和（前年度の採用保障のための調整※） | (▲2) |
- ※ ①～③の合計が前年度実績を下回った都道府県に対し、前年度実績を確保するための増減

医師少数区域の人口によって加算された配分、この場合「5」については、医師少数区域の基幹型臨床研修病院に配分すること。
病院群の中で、医師少数区域で研修を行っている協力型臨床研修病院等を有する基幹型臨床研修病院に配分することも可

臨床研修定員上限の計算方法について

臨床研修部会
令和元年度第3回【資料1】
一部改編

■ 全国の募集定員上限(A)

$$\text{研修希望者数} \times 1.09^{※1} + \text{前年度の定員上限と募集定員の差分} \times \frac{4}{5}^{※2}$$

(10,468人) (599)

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■ 各都道府県の募集定員上限

B 人口分布

$$\text{全国の研修医総数 (推計)} \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

(9,107人) (126,443千人)

C 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数 (推計)} \times \frac{\text{医学部入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

(9,107人) (9,354)

①基本となる数

$$\text{全国の研修医総数 (推計)} \times \frac{\text{BとCの多い方}^*}{\text{BとCの多い方}^* \text{の全都道府県合計}}$$

(9,107人) (9,782)

* C(入学定員)を用いる場合、B(人口分布)の1.2倍を限度とする

③地理的条件等による加算

- (1)100kmあたり医師数^{※3}
- (2)離島の人口^{※3}
- (3)医師少数区域の人口^{※4}
- (4)都道府県間の医師偏在状況^{※5}

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算（面積あたり医師数は、全国平均値84.5を下回る場合に加算。離島人口が存在する場合、最低1名を保障。）
※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算（医師少数区域の人口割合である14.6%分を、都道府県の少数区域の人口に応じて配分）
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分（85.4%分を、各都道府県の医師偏在指標の全国平均（238.6）からの乖離に応じて配分）

②地域枠

$$+ \text{奨学金貸与者数} \times 1.09 \text{ (今回の目標倍率)}$$

令和3年度に臨床研修を開始する者
(平成27年度地域枠入学者)

④激変緩和(前年度の採用数保障)

・ ①～③の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数を当該都道府県の上限とする

・ 上記により追加する定数については、他の都道府県の定数から $\frac{\text{各都道府県の (①～③の合計 - 前年度の採用実績)}}{\text{他の都道府県の (①～③の合計 - 前年度の採用実績) の合計}}$ に応じて減ずる
(183)